

業者各位

契約担当官  
航空自衛隊第11飛行教育団  
会計隊長

### 同等品で対応される場合の手続について

入札内訳書に「同等品（他社の製品を含む）」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品目（以下、「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続により事前に同等品確認申請を行って下さい。

#### 1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

#### 2 同等品審査の方法

同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」（別添）に、当該申請品目の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出して下さい。

#### 3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものを返送（郵送、FAX、メール及び手交）することにより通知致します。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、会計隊までお問い合わせ願います。

## 同等品確認申請書

平成 年 月 日

契約担当官 殿

住所  
会社名  
代表者名

印

下記のとおり申請します。

対 象 物 品					申 請 物 品			判 定 等		
No.	要求 番号	項目	品 名	規 格	品 名	規 格	税 抜 価 格	可	否	否の理由

- 1 対象物品欄には、契約担当官から示された品名及び規格を記入してください。
  - 2 申請物品欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品の品名、規格及び税抜価格(カタログ表示等のメーカー希望小売価格)を記入してください。
  - 3 判定等欄を記入した審査結果は、後日通知いたします。
  - 4 同等品確認申請書には、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付してください。
- ※ 本様式は基準とし、細部については各契約担当官毎定めることができる。

